

特別振替機関の監督に関する命令の一部を 改正する命令案（仮称）の概要

1本の命令（特別振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省・財務省令1号））について、投資法人制度において短期投資法人債が導入されたこと等に
伴い、所要の改正を行う。

